

## 会社が株主に交付する金銭等に係る情報提供に関する事務取扱要領

平成21年8月21日

平成23年4月8日 改正

平成29年8月25日 改正

日本証券業協会、全国株懇連合会

この取扱要領は、振替株式を発行する会社が当該振替株式につき株主に交付する金銭等に関し、当該金銭等に係る源泉徴収事務等を行う証券会社との間で必要な情報提供事務を円滑に行うために必要な事項を定めたものである。この取扱い、全国株懇連合会と日本証券業協会との協議に基づいて定められたものである。

### 1. 会社が株主に交付する金銭等の定義

この取扱要領において、会社が株主に交付する金銭等とは、株式会社証券保管振替機構（以下「保振機構」という。）が振替株式の取扱いを行っている場合であって、当該振替株式の発行会社が次に掲げる事由（以下「交付事由」という。）により株主に交付する金銭等（（2－1）及び（3－1）の事由にあつては交付する株式をいい、（2－2）及び（3－2）の事由にあつては交付する株式又は金銭及び株式）をいう。

- （1） 会社の合併（法人税法第2条第12号の8に規定する適格合併を除く。）
- （2－1） 会社の適格分割型分割（法人税法第2条第12号の12に規定する適格分割型分割をいう。）
- （2－2） 会社の非適格分割型分割（法人税法第2条第12号の12に規定する適格分割型分割以外の分割型分割をいう。）
- （3－1） 適格株式分配（法人税法第2条第12号の15の3に規定する適格株式分配をいう。）
- （3－2） 非適格株式分配（法人税法第2条第12号の15の3に規定する適格株式分配以外の株式分配をいう。）
- （4） 株式に係る剰余金の配当（資本剰余金の額の減少に伴うものに限り、（2－1）から（3－2）によるものを除く。）
- （5） 会社の解散による残余財産の分配

### 2. 情報の提供

会社は、株主に上記1.に定める金銭等の交付を行う場合（上記1.のうち（1）、（4）又は（5）の事由にあつては、交付する金銭等のうち全部または一部が証券会社を経由して行われる場合に限る。）、下記4.で定める時期及び方法により、証券会社に、会社が株主に交付する金銭等に関する情報（以下「交付金銭等情報」という。）を提供するものとする。

### 3. 提供する情報の内容

会社が証券会社に提供する交付金銭等情報は、次に掲げる情報とする。

- (1) 会社の商号、交付する金銭等の基因となる株式の証券コード
- (2) 交付事由（上記 1. (1) から (5) の別）
- (3) 配当財産が金銭でない場合はその旨
- (4) 1 株当たりの交付する金銭等の額
- (5) 1 株当たりの所得税法第 25 条第 1 項により配当とみなされる金銭等がある場合は当該金銭等の額
- (6) 1 株当たりの所得税法第 24 条第 1 項に規定する剰余金の配当等がある場合は当該金銭等の額
- (7) (4) の額から (5) の額及び (6) の額を控除した額（みなし譲渡収入の額）
- (8) 交付事由が上記 1. (2－1) 又は (2－2) に該当する場合、所得税法施行令第 61 条第 2 項第 2 号に定める純資産移転割合
- (9) 交付事由が上記 1. (3－1) 又は (3－2) に該当する場合、所得税法施行令第 61 条第 2 項第 3 号に定める割合
- (10) 交付事由が上記 1. (4) 又は (5) に該当する場合、所得税法施行令第 61 条第 2 項第 4 号に定める純資産減少割合
- (11) 交付に係る権利確定日
- (12) 交付に係る効力発生日

#### 4. 交付金銭等情報の提供時期及び方法

- (1) 会社は、交付金銭等情報を開示したときは（開示が行われない場合には、当該情報の内容が確定したときは）、(2) に定める方法により、速やかに交付金銭等情報を提供するものとする。
- (2) 交付金銭等情報の提供は、会社が保振機構に対し、同社が管理する Target 保振サイト（以下「保振サイト」という。）へ、交付金銭等情報の掲載を依頼し、同社が当該交付金銭等情報を保振サイトに掲載する方法により行うものとする。証券会社は当該保振サイトを閲覧することにより、交付金銭等情報を入手するものとする。
- (3) (2) の交付金銭等情報への通知（掲載依頼）については、保振機構の定めるところにより行う。

#### 5. 交付金銭等情報に変更・修正がある場合の取扱い

会社は、既に提供した交付金銭等情報に変更又は修正がある場合、上記 4. に準じた方法により、速やかに変更後又は修正後の交付金銭等情報を提供するものとする。なお、変更後又は修正後の交付金銭等情報の提供は、交付に係る効力発生日の 2 週間前までには行うものとする。

#### 6. 適用開始時期

この取扱要領は、平成 29 年 8 月 25 日以後に効力が発生する金銭等の交付について適用する。

以 上